

中央教育審議会における「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」に対する意見書

1 中央教育審議会（中教審）は、2013年12月13日、現在は合議制の教育委員会にある地方教育行政の最終的な権限を、地方自治体の首長に移す教育委員会制度改革案を下村博文文部科学相に答申したが（以下、「答申」という。）、答申には、下記に述べるとおり、看過できない問題点がある。

2 「答申」は、教育再生実行会議の「教育委員会の在り方について（第二次提言）」をもとにした文科大臣の諮問を受け、2013年10月11日に発表された中教審教育制度分科会の審議経過報告を経て、とりまとめられたものである。

しかし、そもそも、教育再生実行会議は、2013年1月15日の閣議決定に基づき設置されたものではあるが、その構成員は日本教育再生機構等の特定の政治団体に関与する者が半数以上を占める極めて政治的な機構である。「答申」は、この極めて偏向した教育再生実行会議の提言を受け、その政治力を背景とした圧力から、同会議の提言の枠内でこれに沿った議論が展開された結果によるものであり、公正な議論に基づく結果とは評価しえない。

3 また、「答申」は、①教育委員会制度について、責任の所在が不明確となっている現状を改め、地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするための抜本的改革と称して、首長（執行機関）が直接任免する教育長を教育行政の責任者として、教育委員会を首長の附属機関の地位に貶めた。しかも、教育委員会の審議事項が一定の範囲に限定されるなどその権限が弱体化されており、地域住民の意思や現場教員の意見の教育行政への反映という観点から極めて問題である。

そもそも、現行制度は、政治権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の反省から、教育の民主化を図るため、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保に意を払い、首長から独立した執行機関で教育行政を行うことにより、教育が首長の属する党派の利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、独断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。

「答申」はこのような現行制度を根本から破壊し、政治的な存在である地方自治体の首長に教育行政を不当に支配させるおそれのある極めて危険な案である。このことは、大阪市における橋下徹市長による教育行政への過度な介入などの実例からも明らかである。

他方で、教育委員会を執行機関とする案も審議されているものの、あくまでも教育長が首長により直接任免され、その権限強化を図ることを前提としている。形式的には執行機関とされている教育委員会の審議事項が基本方針等の限られた事項に限定するならば、実質的に前述の案と異ならない恐れがある。

4 また、「答申」は、②国による地方教育行政への権限強化の側面についても、地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあるとしつつも、児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、国が公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要があるとしている。

しかし、国による地方教育行政への関与を強化することは、教育の中央集権化に結びつ

き、戦前の教育の反省から、戦後教育の目標であった教育の民主化、地方分権化を著しく阻害させ、再び同じ過ちを犯すことにもなりかねない。育鵬社の教科書の採択を巡って、是正要求の対象とまでなった沖縄県八重山地区における教科書採択問題などで明らかのように、国による教育行政への不当な介入は現実の危険性をもった問題であることを忘れてはならない。

5 我が国の教育行政は、政治権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の在り方の反省の上に立ち、不当な支配から教育を自由なものとするため、教育行政は政治権力から独立したものとして制度設計されたものである。

「答申」は、かかる制度設計を根本から破壊し、教育行政を再び政治権力が利用する道を拓くものである。2013年12月17日、安倍内閣が策定した外交・安全保障の基本方針となる国家安全保障戦略（NSS）に、「我が国と郷土を愛する心を養う」と明記されていることからしても、国による愛国心教育の復活という安倍政権の意図は明らかである。

以上より、「答申」に基づく地方教育行政法の改正をすべきではない。

2014年1月23日

自由法曹団
団 長 篠 原 義 仁